

## 日本化学会北海道支部奨励賞表彰規定

(平成15年2月18日 第3回幹事会議決)

(平成17年2月22日 第3回幹事会議決)

(平成19年11月21日 第2回幹事会議決)

1. 日本化学会北海道支部に「日本化学会北海道支部奨励賞」を置く。
2. 「日本化学会北海道支部奨励賞」は日本化学会北海道支部会員のうち化学の基礎および応用に関して優秀な研究業績をあげ、受賞年度の4月1日現在において年齢が満40歳未満で北海道支部の在籍年数が2年以上の者に授与する。
3. 表彰の件数は、毎年3件以内とする。
4. 受賞候補者選考のため、日本化学会北海道支部奨励賞選考委員会を置く。
5. 選考委員は当該年度の支部長が支部長経験者および地区幹事代表経験者の中から数名に委嘱する。
6. 日本化学会北海道支部会員は受賞候補者を支部長に推薦あるいは自薦できる。推薦および自薦の受付期間は9月1日から9月30日までとする。
7. 自薦の提出書類は履歴書、研究概要(A4、2枚)および研究業績目録とする。推薦の場合には上記書類に推薦書を1部添付する。
8. 委員会からの推薦により受賞者を第2回幹事会において決定する。
9. 表彰は北海道支部冬季研究発表会で行い、受賞者は受賞講演を行なう。
10. 受賞者には賞状および表彰楯を授与する。
11. 応募資料は応募時に希望がない限り返却することなく、破棄するものとする。

付則 この規定は平成20年4月1日より施行する。